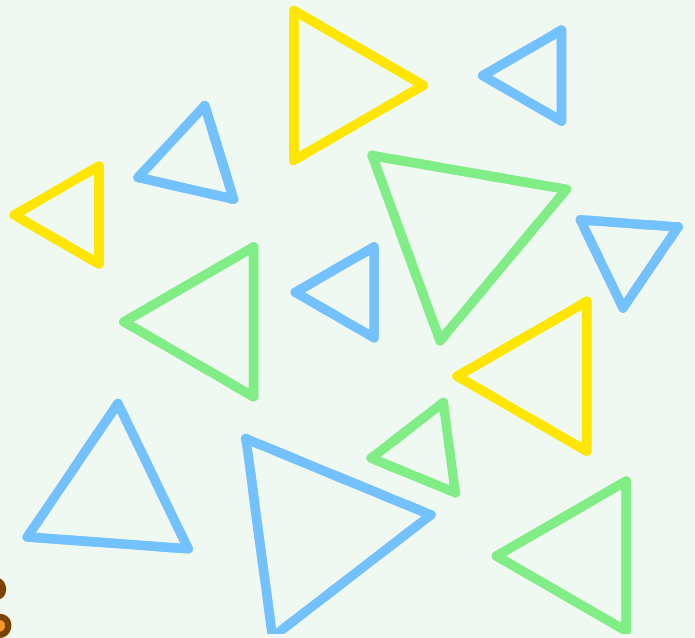


令和8年度 第22回東近江市 芸術文化祭

参加事業 募集



市民の芸術文化に関する意欲的かつ創意あふれる創作活動の奨励と豊かな市民文化意識の高揚を図るため、第22回東近江市芸術文化祭を開催します。これに併せ、参加事業を募集します。
地域の皆さんが参加し、ともに楽しんでいただける創造的・意欲的な事業の申込みをお待ちしています。

各事業の実施期間

9月1日（火）～12月31日（木）



事業参加の3つのメリット

①会場費の補助

※事業実施にかかる費用は実施団体の負担とします。
※市内に活動拠点を置く団体に限ります。

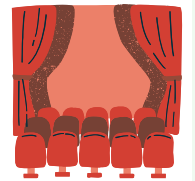
●芸術文化祭参加事業として承認された事業が市内社会教育施設等を使用する場合、本番に使用する主会場及び付帯設備にかかる使用料を無料とします。

※以下の場合には各団体の実費負担となりますのでご注意ください。

- ・本番当日に使用する控室、練習室、会議室など
- ・前日以前のリハーサルや事前練習で使用するすべての施設・設備

●市内のその他の有料会場を使用される場合、本番に使用した会場・付帯設備・暖房の使用料を予算の範囲内で補助します。

（使用料の半額で上限1万円以内。予算がなくなり次第終了します。）



②広報

9月1日に発行する総合プログラムにお申込みいただいた事業内容を掲載します。

総合プログラムは市内各戸に全戸配布するほか、市ホームページにも掲載するので、広く事業の告知を行うことができます。



③賞状の交付

コンクール形式による事業については、その事業の中での審査の結果優れたものとして選ばれた作品や公演に対し、東近江市芸術文化祭実行委員会委員長賞を交付します。

（1事業につき1点のみ）



応募締切

令和8年6月10日（水）午後5時まで

詳しい申込方法は裏面を確認してください。

募集部門及び種目

美術（日本画、洋画、彫刻・彫塑、工芸、書、写真など）
音楽（吹奏楽、アコースティック、バンド、合唱など）
演劇（新劇、児童劇、人形劇、ミュージカルなど）
洋舞（バレエ、モダンダンスなど）
文芸（小説、随筆、詩、短歌、俳句、絵本など）
伝承芸能（詩吟、邦楽、能、狂言、日本舞踊など）
映像（映画、スライド、ビデオ、ドキュメントなど）
生活文化（華道、茶道など）
文化一般（部門が重複するものや講演会、シンポジウムなど）



参加基準

次の条件を満たすもので、実行委員会が承認した事業とします。

- 1 東近江市芸術文化祭の趣旨にそうものであること。
- 2 事業が一般の人に公開されるものであること。
- 3 個人が自分の成果の発表を目的に開催するものでないこと。
- 4 営利を主たる目的としないものであること。
- 5 政治的、宗教的目的を有しないものであること。
- 6 個人の売名行為や商行為にあたらぬものであること。



申込みの方法

【オンラインの場合】

右の二次元コードからお申し込みください。



【申込書の場合】

東近江市教育委員会生涯学習課（市役所東庁舎）に申込書を取りに来ていただくか、市ホームページから様式をダウンロードし、印刷してご利用ください。提出方法は、市ホームページにてご案内します。



参加承認の通知

申込みのあった参加事業については、東近江市芸術文化祭実行委員会がその内容を審査し、その結果を申込者に通知します。

参加が承認された場合

承認通知のあった参加事業については、以下のことを守ってください。

- (1) 承認通知と同送で総合プログラムの校正依頼を送付しますので、修正の有無をご報告ください。
- (2) ポスター、チラシ、プログラム、看板等に「第22回東近江市芸術文化祭参加事業」である旨を記載してください。
- (3) 事業終了後20日以内に、承認通知と同送でお送りする「芸術文化祭参加事業実施報告書」に事業関係の資料を添付し、東近江市芸術文化祭実行委員会事務局に提出してください。

その他

- ・東近江市または東近江市教育委員会の「後援名義の使用」を希望される場合は、この「参加事業申込」とは別に申請手続きが必要ですのでご注意ください。
- ・会場の利用予約は、主催団体が事前に行ってください。なお、八日市文化芸術会館の利用には事前の協議が必要です。芸術文化祭参加事業であることを理由に、会場の利用を優先することはできません。